

報告第6号

令和元年度一関市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和元年度一関市一般会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

令和元年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	車両管理事業	1,650,000	1,650,000					1,650,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	4,246,000	4,246,000					4,246,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	32,769,000	32,769,000			32,700,000		69,000
		東口体育館整備事業	47,220,000	47,220,000			44,800,000		2,420,000
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設等整備事業費補助金	98,767,000	98,767,000		98,767,000			
	2 児童福祉費	室根児童クラブ整備事業	2,741,000	2,741,000			2,600,000		141,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	4,224,000	4,224,000	1,000		4,200,000		23,000
		公共施設等総合管理計画推進事業	4,100,000	4,100,000			4,100,000		
4 衛生費	2 清掃費	災害廃棄物処理事業	184,566,000	168,578,000		85,659,000		82,919,000	
6 農林水産業費	1 農業費	畜産競争力強化整備事業費補助金	784,768,000	784,768,000		784,768,000			
		野生動物侵入防止緊急支援事業補助金	24,529,000	24,529,000					24,529,000
		小規模農地等災害復旧事業費補助金	2,300,000	2,300,000		1,150,000			1,150,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国県支出金	地方債	その他			
6	農林水産業費	2 林業費	特用林産施設等体制整備事業費補助金	5,034,000	4,958,000		4,924,000			34,000	
7	商工費	1 商工費	公共施設等総合管理計画推進事業	15,510,000	15,510,000			15,500,000		10,000	
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	20,300,000	20,300,000			20,300,000			
			道路新設改良事業（一関地域）	53,000,000	46,339,000		11,000,000	26,800,000			8,539,000
			道路新設改良事業（花泉地域）	28,365,000	28,219,000	12,000	8,046,000	20,100,000			61,000
			橋梁長寿命化事業	168,000,000	153,342,000		81,728,000	47,700,000	18,950,000		4,964,000
			狐禅寺大平線道路改良事業	68,000,000	65,640,000		24,594,000	41,000,000			46,000
			松川駅館下線道路改良事業	40,000,000	36,626,000			36,600,000			26,000
	3 河川費	河川維持補修事業	9,000,000	6,682,000						6,682,000	
	4 都市計画費	東口バス待機場整備事業	31,500,000	31,500,000			29,900,000			1,600,000	
		桜の小道整備事業	1,100,000	1,074,000			1,000,000			74,000	
9	消防費	1 消防費	公共施設等総合管理計画推進事業	76,285,000	54,301,000			48,200,000	6,060,000	41,000	
10	教育費	2 小学校費	施設管理事業	990,000	990,000						990,000
			公共施設等総合管理計画推進事業	75,977,000	75,977,000		29,627,000	46,300,000			50,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	学校用コンピュータ整備事業	158,005,000	158,005,000		79,793,000	78,200,000		12,000
		花泉地域統合小学校整備事業	369,000,000	369,000,000			369,000,000		
		東山小学校整備事業	177,055,000	177,055,000		16,829,000	160,200,000		26,000
		室根地域統合小学校整備事業	95,658,000	95,658,000			95,600,000		58,000
	3 中学校費	公共施設等総合管理計画推進事業	68,375,000	68,375,000		25,208,000	43,100,000		67,000
		学校用コンピュータ整備事業	93,111,000	93,111,000		47,020,000	46,000,000		91,000
6 社会教育費	旧東北砕石工場保存・公開活用事業	101,991,000	101,991,000			92,400,000		9,591,000	
11 災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	令和元年農林施設災害復旧事業	310,719,000	269,897,000		33,058,000	169,000,000	4,919,000	62,920,000
		令和元年農地災害復旧事業	193,116,000	182,057,000		16,065,000	96,900,000	34,395,000	34,697,000
	2 公共土木施設災害復旧費	令和元年公共土木施設災害復旧事業	750,619,000	559,569,000	84,000	336,739,000	209,500,000		13,246,000
	3 文教施設災害復旧費	令和元年公立学校施設災害復旧事業	10,362,000	10,362,000		2,650,000	2,400,000		5,312,000
合 計			4,112,952,000	3,802,430,000	97,000	1,687,625,000	1,784,100,000	64,324,000	266,284,000

報告第7号

令和元年度一関市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づき、令和元年度一関市下水道事業特別会計予算のうち、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

令和元年度一関市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1	下水道事業費	1 下水道事業費	67,870,000	67,833,000	3,433,000		64,400,000		
合 計			67,870,000	67,833,000	3,433,000		64,400,000		

報告第8号

令和元年度一関市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、令和元年度一関市一般会計予算のうち、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

令和元年度一関市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
10 教育費	2 小学校費	学校給食事業	円 632,500	円 632,500	円 632,500	円 632,500	円	円	円	円	円 632,500	学校給食用牛乳保冷庫の 納入契約の受注者から発 注を受けた製造業者にお いて、製品に使用する部 品の手配等に不測の日数 を要し、年度内の納入が 困難となったため。	
合 計			632,500	632,500		632,500					632,500		

報告第9号

令和元年度一関市水道事業会計予算継続費の逡次繰越しの報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和元年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙継続費繰越計算書のとおり逡次繰越ししたから、同項の規定により報告する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

令和元年度一関市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に 係る財源予定		翌年度繰越額に係る繰 越を要する棚 卸し資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				企業債	当年度 損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	脇田郷浄水場中央監視制御設備更新事業	円 180,000,000	円 90,000,000	円 90,000,000	円 0	円 90,000,000	円 90,000,000	円 81,000,000	円 9,000,000	円	
		本町浄水場整備事業	円 856,020,000	円 322,500,000	円 322,500,000	円 0	円 322,500,000	円 322,500,000	円 290,200,000	円 32,300,000	円	
合計			円 1,036,020,000	円 412,500,000	円 412,500,000	円 0	円 412,500,000	円 412,500,000	円 371,200,000	円 41,300,000	円	

報告第10号

令和元年度一関市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書きの規定に基づき、令和元年度一関市水道事業会計予算のうち、別紙繰越計算書のとおり繰り越したから、同条第3項の規定により報告する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

令和元年度一関市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道342号白崖工区道路改良工事に伴う配水管移設その4工事	57,145,000	22,800,000	34,345,000	17,200,000	17,100,000		45,000	円	岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道343号洪民地区道路整備事業に伴う送配水管移設工事	28,050,000	11,220,000	16,830,000	6,500,000	10,329,000		1,000	円	岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道343号洪民地区道路整備事業に伴う送水管移設工事	6,710,000	2,684,000	4,026,000		3,662,000		364,000	円	岩手県発注の道路改良工事の施工に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	釣山地区配水管布設替工事	113,900,000	68,000,000	45,900,000	30,600,000		15,300,000		円	施工区間にある埋蔵文化財発掘調査に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
1	資本的支出	1	建設改良費	一般国道4号(仮)中町歩道橋建設工事に伴う配水管移設工事	25,850,000	0	25,850,000	24,500,000			1,350,000	円	国土交通省発注の道路改良工事の施工に不測の期間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため。
合計				231,655,000	104,704,000	126,951,000	78,800,000	31,091,000	15,300,000	1,760,000	円		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	工事負担金	補助金	当年度損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	営業設備費	一関市水道施設情報管理システム構築業務委託	26,730,000	0	26,730,000				26,730,000	円	水道施設情報管理システムの構築に際し、データ解析に不測の期間を要し、本業務の年度内完了が困難となったため。
合計				26,730,000		26,730,000				26,730,000	円		

議案第42号

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
1	別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）			
	機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
	1～7	[略]		1～7	[略]	
	8 市長	小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u>
	9 市長	おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	9 市長	おたふくかぜワクチン予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u>
10～14	[略]		10～14	[略]		

2	別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）			
	機関	事務	機関	事務		
	1～6	[略]	1～6	[略]		
	7 市長	一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	7 市長	<u>産後ケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
	8・9	[略]	8 市長	一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの		
			9・10	[略]		
	別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）			
	機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
	1～11	[略]		1～11	[略]	
	12 市長	一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	12 市長	<u>産後ケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報及び外国人生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</u>
	13・14	[略]		13 市長	一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
				14・15	[略]	
備考 改正部分は、下線部分である。						
附 則						
この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和3年4月1日から施行する。						

議案第43号

一関市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

一関市市税条例等の一部を改正する条例

(一関市市税条例の一部改正)

第1条 一関市市税条例(平成17年一関市条例第46号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年</p>	<p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年</p>

までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 [略]

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～17 [略]

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

第10条の2 [略]

2～17 [略]

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調

整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに

対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するとき

対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するとき

における前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 [略]

(1)～(4)

- 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第71条の2の規定は適用しない。

3・4 [略]

における前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第22条 [略]

(1)～(4)

- 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第71条の2の規定は適用しない。

3・4 [略]

	<p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第23条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第23条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p>第24条 <u>第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>
2	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録されている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録されている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録されている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によ</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 [略]</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録がされている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録がされている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によ</p>

って不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課

り不明である場合には_____、その使用者を所有者とみなして、_____固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により_____管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するものは_____、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課

税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県等が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県等が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第72条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第71条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由が

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

（現所有者の申告）

第71条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第72条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第71条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由が

なくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(たばこ税の課税標準)

第90条 [略]

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

[略]

3 [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 [略]

2～5 [略]

なくて申告をしなかった場合には_____、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 [略]

(たばこ税の課税標準)

第90条 [略]

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

[略]

3 [略]

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第88条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 [略]

(特別土地保有税の納税義務者等)

第119条 [略]

2～5 [略]

<p>6 <u>第54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 <u>第54条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第119条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(所得控除)</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額____、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(所得控除)</p> <p>第35条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金</p>

額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の4 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項及び第125条の4第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____ 租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 _____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中 _____ においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と_____する。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の4 当分の間、第20条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項及び第125条の4第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項について同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年 _____ における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年

5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することになる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第

5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することになる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 [略]

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第

15条の3の2まで、第61条若しくは第62条』とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～17 [略]

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第34条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 [略]

2 [略]

15条の3の2まで、第63条若しくは第64条』とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～17 [略]

18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第34条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

4	<p>(たばこ税の課税標準) 第90条 [略]</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="248 603 1113 651"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3～10 [略]</p>	[略]	<p>(たばこ税の課税標準) 第90条 [略]</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 603 2036 651"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3～10 [略]</p>	[略]
[略]				
[略]				
5	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条の4第1項(第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第65条、第78条の6第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項又は第130条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間に</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条の4第1項(第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第65条、第78条の6第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条、第125条の2第1項又は第130条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間に</p>		

については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第21条 前条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項並びに第125条の3第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第26条 [略]

2 [略]

については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項 の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第21条 前条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条第1項 、第53条の12第2項、第70条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第125条の2第2項並びに第125条の3第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第26条 [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第32条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第49条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第32条 [略]

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ [略] オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の5</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）	年額 5万円

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第32条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第49条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（均等割の税率）

第32条 [略]

2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ [略] オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）	年額 5万円

の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

[略]

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 [略]

（法人の市民税の申告納付）

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48

の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

[略]

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 [略]

（法人の市民税の申告納付）

第49条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48

条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第

条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第

321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申

321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申

告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報

告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報

処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これ

処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これ

らの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第51条 [略]

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により

らの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項 _____ の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第51条 [略]

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項 _____ の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項 _____ の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項 _____ に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により

市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該税額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____

_____による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該税額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 [略]

2・3 [略]

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第53条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第53条 [略]

2・3 [略]

6 第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の4 [略]

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の4 [略]

2 当分の間、第53条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第5条 [略] 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売</p>	<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第5条 [略] 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売</p>

渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、一関市市税条例第90条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき
4,000円

3～12 [略]

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項に

渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、一関市市税条例第90条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき
4,000円

3～12 [略]

13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項に

		において準用する同条 第4項			において準用する同条 第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>		平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年一関市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第1条中表3の項の改正部分、第2条及び第3条の改正部分 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1条の規定（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 第1条の規定（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の一関市市税条例（附則第4条において「<u>31年新条例</u>」という。）第35条の</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第1条中表3の項の改正部分、第2条及び第3条の改正部分 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1条の規定（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 第1条の規定（表3の項の改正部分に限る。）による改正後の一関市市税条例（附則第4条において「<u>元年新条例</u>」という。）第35条の</p>

4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる改正部分の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる改正部分の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年一関市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第1条中表5の項の改正部分 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中表6の項の改正部分及び次条第4項の規定 <u>平成32年</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第1条中表5の項の改正部分 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中表6の項の改正部分及び次条第4項の規定 <u>令和2年</u></p>

4月1日

- (7) 第1条中表7の項の改正部分並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (8) 第1条中表8の項の改正部分及び次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (9) 第1条中表9の項並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (10) 第1条中表10の項の改正部分 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 [略]

- 2 第1条(表3の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条(表8の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」とあるのは、「第93条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日

4月1日

- (7) 第1条中表7の項の改正部分並びに附則第7条及び第8条の規定 令和2年10月1日
- (8) 第1条中表8の項の改正部分及び次条第2項の規定 令和3年1月1日
- (9) 第1条中表9の項並びに附則第9条及び第10条の規定 令和3年10月1日
- (10) 第1条中表10の項の改正部分 令和4年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 [略]

- 2 第1条(表3の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条(表8の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の一関市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第20条第3号の項中「第78条の6第1項の申告書、第93条第1項」とあるのは、「第93条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日

に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条表7の項の規定による改正後の一関市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 5 32年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理

に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条表7の項の規定による改正後の一関市市税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 5 2年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理

由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成

由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和

33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条表9の項の規定による改正後の一関市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 5 33年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

3年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条表9の項の規定による改正後の一関市市税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 5 3年新条例第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年一関市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日 から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の7並びに附則第7条の4及び附則第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年一関市条例第12号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例に

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び次条第2項から第4項までの規定は、令和元年6月1日 から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の7並びに附則第7条の4及び附則第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年一関市条例第12号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例に

	による改正前の一関市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付		による改正前の一関市市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
4	[略]	4	[略]
(固定資産税に関する経過措置) 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>平成31年度</u> 以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。		(固定資産税に関する経過措置) 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	
(軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、 <u>平成31年度分</u> の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。		(軽自動車税に関する経過措置) 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、 <u>令和元年度分</u> の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(一関市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 一関市市税条例の一部を改正する条例(令和元年一関市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 (市民税に関する経過措置) 第3条 <u>附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例第27条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u> の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	附 則 (市民税に関する経過措置) 第3条 <u>削除</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項及び第2条から第6条までの改正部分並びに附則第3条第1項及び第5条第1項の規定 公布の日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分並びに附則第5条第2項から第4項まで及び第6条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第1条中表3の項の改正部分並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (5) 第1条中表5の項の改正部分及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の一関市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第35条の2及び第37条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の一関市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第71条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 第7条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第43号 参考資料

一 関市市税条例等の改正概要

要 旨	【個人市民税】 未婚のひとり親に対する税制上の措置など			
	【固定資産税】 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、現に所有している者（相続人等）の申告を制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として、生産性向上特別措置法の規定による認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充など			
	【軽自動車税】 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限を6月延長			
	【市たばこ税】 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し			
一 関市市税条例の一部改正（第1条関係）				
項	税目	条 項	改正理由・内容	施行期日
1	市 民 税	附則第6条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	改元に伴う規定の整備	公布の日
		附則第7条の3の2	改元に伴う規定の整備	
		附則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長するもの	
	固定資産税	附則第10条（読替規定）	読替規定の中で引用する地方税法に次の条項の追加があったことに伴い、引用条項を追加するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法附則第61条（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例） 一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を講ずるもの ※ 令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又は零とする（令和2年2月～10月までの連続する3月の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者は零） 	

	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第62条（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例） 						
附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	<p>課税標準の特例の割合を市町村が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置が導入された固定資産について、その課税標準の特例を追加するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、新規に設備投資を行う中小事業者等が、生産性向上特別措置法の規定により認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例（追加） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>改正後の条項</th> <th>課税標準の特例の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先端設備等に該当する事業用家屋、構築物（生産性向上特別措置法）</td> <td>第18項</td> <td>零</td> </tr> </tbody> </table> <p>（新たに課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限る。）</p> <p>※ 令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に事業者が取得する設備等に対して課する固定資産税について適用</p>	対象設備	改正後の条項	課税標準の特例の割合	先端設備等に該当する事業用家屋、構築物（生産性向上特別措置法）	第18項	零
対象設備	改正後の条項	課税標準の特例の割合					
先端設備等に該当する事業用家屋、構築物（生産性向上特別措置法）	第18項	零					
附則第11条（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	改元に伴う規定の整備						
附則第11条の2（平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例）	改元に伴う規定の整備						
附則第12条（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）	改元に伴う規定の整備						
附則第13条（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）	改元に伴う規定の整備						
附則第15条（特別土地保有税の課税の特	改元に伴う規定の整備						

	例)		
	軽自動車税	附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の非課税）	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、自家用の3輪以上の軽自動車であって、乗用のものに係る軽自動車税環境性能割を非課税とする臨時的軽減措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもの</p> <p>なお、附則第15条の6で規定している軽自動車税環境性能割の税率が2%のものを1%とする臨時的軽減措置についても、適用期限を6月延長する（条文の改正はなし）</p>
	市民税	附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期限を3年間延長するもの
	固定資産税	附則第22条（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	改元に伴う規定の整備
	市民税	附則第23条（個人の市民税の税率の特例）	改元に伴う規定の整備
	賦課徴収	附則第24条（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）	徴収猶予の申請手続等において、申請書に不備があった場合等の補正等の期限について、条例で定める期間を20日としており、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続においてもこの規定を準用するもの
2	固定資産税	第54条（固定資産税の納税義務者等）	探索を行ってもなお固定資産の所有者が不明である場合に、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができる規定を追加するもの
		第71条の4（現所有者の申告）	土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡した場合に、現に所有している者（相続人）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、氏名、住所等賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない
			令和2年10月1日

		いとする規定を追加するもの	
	第72条（固定資産に係る不申告に関する過料）	新たに第71条の4を追加することに伴う規定の整備	
	市 た ば こ 税	第90条（たばこ税の課税標準） 製造たばこ（加熱式たばこを除く。）に係る紙巻たばこの本数への換算方法の規定について、1本当たりの重量が0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこの本数の算定については、葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとするもの	
	固 定 資 産 税	第119条（特別土地保有税の納税義務者等） 第54条の改正に伴う規定の整備	
3	市 民 税	第27条（個人の市民税の非課税の範囲） 非課税措置の対象にひとり親を追加するもの ・ ひとり親とは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有し、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない者をいう。 ※ 非課税措置の対象となるひとり親は、上記の者のうち、前年の合計所得金額が135万円以下の者	令和3年1月1日
	第35条の2（所得控除）	所得控除の対象にひとり親控除を追加するもの 地方税法の改正に伴う規定の整備	
	第37条の2（市民税の申告）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
	賦 課 徴 収	附則第3条の4（延滞金の割合等の特例） 地方税法の改正に伴う規定の整備	
	附則第4条（納期限の延長に係る延滞金の特例）	地方税法の改正に伴う文言整理	
	固	附則第10条（読替規定） 地方税法の改正に伴う規定の整備	

	定 資 産 税	附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
	市 民 税	附則第17条（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	租税特別措置法の長期譲渡所得の特別控除の規定に低未利用土地等を譲渡した場合が追加されたことに伴い、規定を追加するもの	
		附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	附則第17条の課税の特例の追加に伴う規定の整備	
		附則第25条（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）	所得割の納税義務者が、市長が指定したイベント等の中止等により生じた入場料金等の払い戻しを請求する権利の放棄を指定期間内にした場合に、個人市民税の寄附金税額控除の対象とするもの	
		附則第26条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	住宅の取得等で住宅借入金等特別税額控除に該当するものについて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための影響により、特例取得をした家屋を居住の用に供することができなかつた場合に、その適用期限を1年間延長し、令和16年度までとするもの	
4	市 た ば こ 税	第90条（たばこ税の課税標準）	製造たばこ（加熱式たばこを除く。）に係る紙巻たばこの本数への換算方法の規定について、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの本数の算定については、葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとするもの	令和3年10月1日
5	賦 課 徴 収	第20条（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）	地方税法の改正に伴う規定の整備	令和4年4月1日
		第21条（年当たりの割合の基礎となる日数）	第53条の改正に伴う規定の整備	
	市 民 税	第26条（市民税の納税義務者等）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
		第32条（均等割の税率）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
		第49条（法人の市民税の申告納付）	地方税法の改正に伴う規定の整備	
第51条（法人の市民税に係る不足税額の	地方税法の改正に伴う規定の整備			

		納付の手續)		
		第53条 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)	地方税法の改正に伴う規定の整備	
	賦課徴収	附則第3条の4 (延滞金の割合等の特例)	第53条の改正に伴う規定の整備	
一関市市税条例等の一部を改正する条例 (平成27年一関市条例第31号) の一部改正 (第2条関係)				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
	市たばこ税	附則第5条 (市たばこ税に関する経過措置)	改元に伴う規定の整備	公布の日
一関市市税条例等の一部を改正する条例 (平成29年一関市条例第11号) の一部改正 (第3条関係)				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
		附則第1条 (施行期日)	改元に伴う規定の整備	公布の日
	市民税	附則第2条 (市民税に関する経過措置)	改元に伴う規定の整備	
	軽自動車税	附則第4条 (軽自動車税に関する経過措置)	改元に伴う規定の整備	
一関市市税条例等の一部を改正する条例 (平成30年一関市条例第12号) の一部改正 (第4条関係)				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
		附則第1条 (施行期日)	改元に伴う規定の整備	公布の日

	市民税	附則第2条（市民税に関する経過措置）	改元に伴う規定の整備	
	市たばこ税	附則第6条（手持品課税に係るたばこ税に関する経過措置）	改元に伴う規定の整備	
		附則第8条（手持品課税に係る市たばこ税）	改元に伴う規定の整備	
		附則第10条（手持品課税に係る市たばこ税）	改元に伴う規定の整備	
一関市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年一関市条例第12号）の一部改正（第5条関係）				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日
		附則第1条（施行期日）	改元に伴う規定の整備	公布の日
	市民税	附則第2条（市民税に関する経過措置）	改元に伴う規定の整備	
	固定資産税	附則第3条（固定資産税に関する経過措置）	改元に伴う規定の整備	
	軽自動車税	附則第4条（軽自動車税に関する経過措置）	改元に伴う規定の整備	
一関市市税条例の一部を改正する条例（令和元年一関市条例第16号）の一部改正（第6条関係）				
項	税目	条項	改正理由・内容	施行期日

市 民 税	附則第3条（市民税に関する経過措置）	地方税法の改正に伴う規定の削除	公布の日
-------------	--------------------	-----------------	------

議案第44号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
13	[略]			13	[略]		
14	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1件につき	14	削除		500円
15	[略]			15	[略]		
	[略]				[略]		

<p>49 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)</p> <hr/> <hr/>	<p>49 都市の低炭素化の促進に関する法律。以下この項において「法」という。) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>棟ごとに、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)</p> <p><u>設計一次エネルギー消費量</u> (建築物に係るエネルギー</p>
--	---------------------------	---------------	--	---	---------------------------	---------------	--

			(ア)・(イ) [略] ウ～オ [略] (2) [略]				とする場合はア(ア)から (ウ)までに定める額 (ア)・(イ) [略] ウ～オ [略] (2) [略]
50 [略]				50 [略]			
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき	(1)に定める額(法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア [略] イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分 (ア) 床面積 _____ _____ _____ _____ _____ _____	51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき	(1)に定める額(法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア [略] イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分 (ア) 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び53の項において「省令」という。)第1条

の合計が300平方メートル以内のもの
77,000円(審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
127,000円(審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、23,000円)

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分

第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。53の項(3)において同じ。)を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。53の項(3)において同じ。)の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの
77,000円(審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
127,000円(審査機関があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、23,000円)

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分

			<p>をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。) (当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能(法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。)が<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、50の項及び51の項において「省令」という。)</u>第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (ア)・(イ) [略] エ・オ [略] (2) [略]</p>				<p>をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。) (当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能(法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、52の項及び53の項において同じ。)が<u>省令</u> _____ _____ _____ _____ 第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (ア)・(イ) [略] エ・オ [略] (2) [略]</p>
52 [略]			52 [略]				
53 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第36条第	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手	1件につき	棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が <u>省令第1条第1項第2号イ(1)</u> 及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申	53 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第36条第	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手	1件につき	棟ごとに、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が <u>省令第1条第1項第2号イ(1)(i)</u> 及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申

<p>1 項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>数料</p>	<p>請に係るものに限る。) ア・イ [略]</p>	<p>1 項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>数料</p>	<p>請に係るものに限る。) ア・イ [略] <u>(1)の2 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</u> ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 21,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円） (2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (3) 共同住宅等（当該共同住宅</p>
---	-----------	--------------------------------	---	-----------	--

等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積 _____

の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円(審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 127,000円(審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、23,000円)

等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積(住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。イ並びに(3)の2及び(4)において同じ。)

の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円(審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 127,000円(審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、23,000円)

(3)の2 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基

(4) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア・イ [略]

(5)・(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）
次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算し

準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円）

イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 63,000円（審査機関があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、23,000円）

(4) 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア・イ [略]

(5)・(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）
次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算し

た額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が__

省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(2)ア又はイに定める区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額(当該住宅部

た額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額(当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)にあつては、(2)ア又はイに定める区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)ア又はイに定める額(当該住宅部

		<p>分のエネルギー消費性能が</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>省令第1条第1</u></p> <p><u>項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 非住宅部分 (7)イに定める額</p>			<p>分のエネルギー消費性能が</p> <p><u>省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)</u>に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)の2ア又はイに定める額、<u>省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)</u>に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(4)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)ア又はイに定める額)</p> <p>イ 非住宅部分 (7)イに定める額</p>
54	[略]		54	[略]	
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請から適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

議案第45号

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

医療分の税率等

項目			税率等
第3条	所得割	税率	<u>6.54%</u>
第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円
第5条	平等割	1世帯当たり 特定世帯及び特定継	18,200円

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

医療分の税率等

項目			税率等
第3条	所得割	税率	<u>6.52%</u>
第4条	均等割	被保険者1人当たり	19,000円
第5条	平等割	1世帯当たり 特定世帯及び特定継	18,200円

			続世帯以外の世帯	
			特定世帯	9,100円
			特定継続世帯	13,650円

備考 [略]

別表第3 (第8条、第9条、第9条の2関係)

介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割	税率	<u>2.29%</u>
第9条	均等割	被保険者1人当たり	8,300円
第9条の2	平等割	1世帯当たり	5,400円

別表第4 (第21条関係)

医療分の軽減額

項目				軽減額
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		13,300円
	第21条第1号イ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
			特定継続世帯	9,555円
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× <u>280,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		9,500円
	第21条第	世帯の所得額が	特定世帯及	9,100円

			続世帯以外の世帯	
			特定世帯	9,100円
			特定継続世帯	13,650円

備考 [略]

別表第3 (第8条、第9条、第9条の2関係)

介護納付金分の税率等

項目			税率等
第8条	所得割	税率	<u>2.27%</u>
第9条	均等割	被保険者1人当たり	8,300円
第9条の2	平等割	1世帯当たり	5,400円

別表第4 (第21条関係)

医療分の軽減額

項目				軽減額
7割軽減	第21条第1号ア	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		13,300円
	第21条第1号イ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,740円
			特定世帯	6,370円
			特定継続世帯	9,555円
5割軽減	第21条第2号ア	世帯の所得額が330,000円+被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		9,500円
	第21条第	世帯の所得額が	特定世帯及	9,100円

	2号イ	330,000円＋被保険者数× <u>280,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	び特定継続世帯以外の世帯	
			特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>510,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,800円
	第21条第3号イ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>510,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円
			特定継続世帯	2,730円

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条第1号ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円	
	第21条第1号エ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	5,180円	
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円

	2号イ	330,000円＋被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	び特定継続世帯以外の世帯	
			特定世帯	4,550円
			特定継続世帯	6,825円
2割軽減	第21条第3号ア	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,800円
	第21条第3号イ	世帯の所得額が330,000円＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,640円
			特定世帯	1,820円
			特定継続世帯	2,730円

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
7割軽減	第21条第1号ウ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,460円	
	第21条第1号エ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	5,180円	
			特定世帯	2,590円
			特定継続世帯	3,885円

			帯	
5割 軽減	第21条第 2号ウ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×280,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,900円
	第21条第 2号エ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×280,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割 軽減	第21条第 3号ウ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×510,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,560円
	第21条第 3号エ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×510,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）
介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条第 1号オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第	世帯の所得額が330,000円以下の世	3,780円

			帯	
5割 軽減	第21条第 2号ウ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		3,900円
	第21条第 2号エ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,700円
			特定世帯	1,850円
			特定継続世帯	2,775円
2割 軽減	第21条第 3号ウ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額		1,560円
	第21条第 3号エ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円
			特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）
介護納付金分の軽減額

		項目	軽減額
7割 軽減	第21条第 1号オ	世帯の所得額が330,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	5,810円
	第21条第	世帯の所得額が330,000円以下の世	3,780円

	1号カ	帯1世帯当たりの平等割の軽減額			1号カ	帯1世帯当たりの平等割の軽減額	
5割軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×280,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円	5割軽減	第21条第2号オ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	4,150円
	第21条第2号カ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×280,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,700円		第21条第2号カ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,700円
2割軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×510,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円	2割軽減	第21条第3号オ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,660円
	第21条第3号カ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×510,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,080円		第21条第3号カ	世帯の所得額が330,000円+被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,080円
2	<p>附 則 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項)又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計</p>			2	<p>附 則 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計</p>		

額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第46号

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
一関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1項の指定都市_____の長が行う 研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) [略] 4・5 [略]	(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う 研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) [略] 4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業</p>

(職員)

第23条 [略]

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) [略]

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 [略]

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合

_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) [略]

(職員)

第23条 [略]

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) [略]

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 [略]

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

一 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月16日提出

一関市長 勝 部 修

一 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、</p>

当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 [略]

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

6～9 [略]

当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 [略]

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号
の規定
 を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

6～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。